

大和町防災まちづくり計画(素案)意見交換会における主な意見・質問、区の考え方

<①まちづくりの方針と今後のまちづくりの展開に関する事項>

| | 主な意見・質問 | 区の考え方 |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 「展開」という表現があいまいでわかりづらい。 | まちづくり方針に掲げる将来像の実現に向けて、具体的な取り組みを発展的に実施していくことを示すものであるため、「展開」という表現をしている。 |
| 2 | 共同化の機運醸成を図る例を示してほしい。 | 接道不良敷地において、避難道路整備事業を契機として、隣り合う土地の一体的利用等の提案、相談を行うことなどを想定している。 |
| 3 | 「地域の核」、「まちの顔」とは、どういうことか。 | 大和町中央通りの拡幅による歩道の整備や大和区民活動センターの建替えと連動した、回遊性の創出等を想定している。 |

<②まちづくりの基本的な考え方に関する事項>

| | 主な意見・質問 | 区の考え方 |
|---|---|--|
| 4 | 防火水槽や消防井戸等を設置するための公園やオープンスペースの確保は重要であり、賛成である。 | 土地利用の基本的な考え方で示しているとおり、宅地化できない狭小な残地を活用するなど、公園やオープンスペースの確保をしていく。 |
| 5 | 大和町地区全体の道路を広げていこうとしているのか。 | 東京都の防災都市づくり推進計画において、円滑な消防活動を行うために必要とされている幅員6m以上の道路を整備していきたい。なお、幅員4m未満の道路は、生活道路拡幅整備事業により、引き続き、整備していくことを考えている。 |
| 6 | 避難道路とはその地区に住んでいる人が避難するためのものなのか。 | 地区に住んでいる人が避難所等へ安全に避難するため、且つ、円滑に消防活動を行うために整備する。 |
| 7 | 優先整備路線及び整備路線について、整備の考え方を教えてほしい。 | 地区内に幅員6m以上の避難道路ネットワークを形成したいと考えており、その中でも特に重要な路線は優先整備路線として公共主体で先行的に拡幅整備していく。その他の整備路線については、建替えにあわせて拡幅整備していく。 |
| 8 | 優先整備路線の拡幅整備により、車両の流入が増え、歩行者の安全性が損なわれるのではないのか。 | 地区内の生活道路としての整備を計画しており、通過交通を増やすことは目的としていない。車両の走行速度が上がらないよう、道路の構造等を工夫していく。 |
| 9 | 優先整備路線の拡幅整備により、地域危険度は改善されるのか。 | 東京都の地域危険度測定調査における地域危険度は他の地区との相対評価であるが、6m以上の道路を整備することで、避難や消防活動がしやすくなり、安全性は確実に高まると考えている。 |

| | | |
|----|---------------------------------|--|
| 10 | 優先整備路線の拡幅については、決定事項なのか。 | 計画（素案）の中に位置づけて示している段階である。意見交換会の意見等を踏まえて計画（案）を取りまとめ、今後パブリック・コメント手続を経て、決定していく。 |
| 11 | まちづくりのルールを決める場合、どのくらいの実現性があるのか。 | 今後、都市計画の地区計画で位置づけることになれば、建築確認時に適用され、地区計画に基づき建替えていただくことになる。 |

<③主なスケジュールに関する事項>

| | 主な意見・質問 | 区の考え方 |
|----|-------------------------|---|
| 12 | 優先整備路線の拡幅整備の終了予定はいつごろか。 | 地域の意見を踏まえながら検討を進め、平成31年度中に事業着手することを目指していく。事業期間については、事業着手時に示したい。なお、一般的に公共整備型で実施する場合は、10年程度を事業期間とすることが多い。 |

<④計画全般に関する事項・その他>

| | 主な意見・質問 | 区の考え方 |
|----|--|--|
| 13 | 大和町の道路整備において、東京都と中野区の役割分担を教えてください。 | 大和町中央通りは特定整備路線に指定されており、東京都が拡幅整備を行っている。一方、区は、本計画（素案）で示すとおり、地区内の避難道路を整備していく。 |
| 14 | 防災まちづくり計画を作成するうえで、道路を整備したことにより、災害時に車両が流入して渋滞が発生し、通行不可になるといような防災上のリスク、マイナス面も考慮すべきである。 | 警察、消防等の関係機関と連携し、ハード面だけでなく、区民への周知広報等のソフト面についても考慮していく。 |
| 15 | 優先整備路線の沿道住民に対する補償は、どのように補償していくのか。 | 道路の拡幅整備を実施する際には、道路線形にかかる建物については、物件調査を行い、区の補償基準に則り補償させていただく。また、ご協力いただく土地部分についても同様に、補償基準に則り、土地代を補償させていただく。 |
| 16 | 大和町地区に見られる空家について、どう考えているのか。 | 空家対策は重要な問題であり、地区内の不燃化を進めるため、不燃化特区制度などを活用し、老朽化した空家の除却を進めていきたい。 |
| 17 | 建物を解体し、更地になると固定資産税が上がるのか。 | 現在は不燃化特区に指定されており、減免措置を受けることができる。 |